字削除

字加入

使用貸借契約書

貸人（以下「甲」という。）及び借人（以下「乙」という。）は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写1通を弘前市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（住　　所）　弘前市大字□□字△△2－1

甲　　　弘　前　太　郎　　　㊞

（住　　所）　弘前市大字□□字△△1－1

乙　　　弘　前　花　子　　　㊞

1. 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して右に記載の土地その他の物件を使用させる。

2. 貸借の期間

（1）　貸借の期間は、許可有次第から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間とする。

（2）　貸借期間満了前に乙が死亡したときは、貸借は終了する。（民法第597条第3項）

3. 転貸又は譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員が、農地法第2条第2項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

4. 経常費用

（1）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（2）　農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。

（3）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、乙が負担する。

5. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6. その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

（市町村名）　弘　前　市	地目		面積（㎡）	利用	10a当たり	所有者	利用者	
所在地番	登記簿	現況		状況	普通収穫高（kg）	氏名（名称）	氏名（名称）	利用権原
××字××５－５	田	田	1,234	水稲	10俵	弘前　花子	弘前　花子	所有権
計　1　筆			1,234	備考				